

# 日本年金機構からのお知らせ

平成24年12月号

◆◇ 事業主の皆さまへ ◇◆

## 「退職後の年金手続きガイド」のご案内

厚生年金保険の被保険者の方が退職後、引き続き適用事業所に再就職しない場合は、国民年金加入の手続きが必要です（60歳未満の方のみ）。この手続きを行わないことで、年金額が少なくなったり、年金が受け取れなくなるケースが生じています。

日本年金機構では、退職後の年金加入や年金の受け取り、健康保険の手続きについて解説している「退職後の年金手続きガイド」をご用意しておりますので、退職予定の被保険者の方へご説明いただく際にぜひご活用ください。

当パンフレットは、日本年金機構ホームページ（パンフレットコーナー）からご覧いただけます。

※ 日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/n/www/pamphlet/index.jsp>）

## 2か所以上の事業所に勤務する者についての届出

被保険者が同時に複数（2か所以上）の適用事業所に勤務することになった場合は、いずれか1つの事業所を選択して管轄する年金事務所（または保険者）を決定する必要があります。

このような場合は、選択した年金事務所に「健康保険・厚生年金保険 被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」を提出するよう従業員の方に周知をお願いします。

【届書・申請書名】健康保険・厚生年金保険 被保険者所属選択・二以上事業所勤務届

【添付書類】健康保険被保険者証（※）

【提出期限】複数の事業所に勤務したときから10日以内

【提出者】被保険者

※ この届出に伴い被保険者証の番号が変更になりますので、すでに全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）に加入している場合は、被扶養者分を含めて添付が必要です。

## 年末年始の休業日のご案内

各年金事務所・事務センター・街角の年金相談センターは12月29日（土）から1月3日（木）までの間、休業いたします。

お電話でのお問い合わせについてもこの間お休みします。



日本年金機構

Japan Pension Service